

令和6年第2回 北海道議会定例会〔一般質問〕開催状況

開催年月日 令和6年6月26日(水)

質問者 丸山 はるみ 議員

答弁者 代表監査委員

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>三 宿泊税について</b></p> <p>(四) 監査等について</p> <p>特定目的税として徴収し、事業を限定して執行する以上、監査はより厳格に行われなければならない、民間であることを理由に道議会や監査委員のチェック機能が弱められることはあってはなりません。</p> <p>特定目的税等の公費が支出されている民間団体の監査において、事業執行に関係する書類、財務諸表等の監査方法に明確な差異は生じるのですか。執行機関と同様に負担金や補助金等を交付決定された民間団体も制限なく監査できるのか、法的根拠と併せて代表監査委員に伺います。</p> <p>(五) 今後の監査の在り方について</p> <p>昨年度の包括外部監査結果では、機構に対して現物協賛に対する評価額の客観性と公平性の担保、実績報告書の確認の徹底等が指摘されました。これらはいずれも監査対象となり得たもので、監査委員でも指摘できる可能性があります。より厳格な監査が求められますが、今後どう対応するのか、代表監査委員に伺います。</p>	<p><b>(代表監査委員)</b></p> <p>民間団体に対する監査についてでございますが、地方自治法の規定では、監査委員は、必要があると認めるときは、道が負担金や補助金などの財政的援助を行っている団体に対し、当該財政的援助に係る事務の執行に関する監査を行うことができるとされております。</p> <p>道監査委員におきましては、この規定に基づき、毎年度対象団体を選定し、道の執行機関に対する監査方法と同じく、民間団体においても、関係資料の精査や関係者へのヒアリング等を通じ、当該財政的援助に係る事務や事業の執行がその目的に沿って適正かつ効率的、効果的に行われているかといった観点から監査を行っているところでございます。</p> <p><b>(代表監査委員)</b></p> <p>今後の対応についてでございますが、昨年度実施された道の観光施策に関する包括外部監査の結果については、監査委員としても、しっかりと受け止めており、改善状況の確認等も含め、今後の監査に活かしてまいりたいと考えてございます。</p> <p>道監査委員といたしましては、今後とも、観光機構の負担金事業を含め、道から各種団体への負担金や補助金に係る事務事業が適正かつ効果的に執行されるよう、財政的援助団体に対する監査を適切に実施するとともに、主管部局に対しても当該団体への指導状況を確認するなど、実効性のある監査の推進に努めてまいります。</p>